

[017]九州大学产学連携センター年報：17

<https://doi.org/10.15017/20272>

出版情報：九州大学産学連携センター年報. 17, 2011-10-01. 九州大学産学連携センター
バージョン：
権利関係：



九州大学产学連携センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、産学連携センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、九州大学（以下「本学」という。）と産業界等との研究協力及び学術交流を推進し、先端科学技術の振興を図るとともに、地域社会への貢献に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学と民間等との共同研究及び受託研究の企画及び実施に関すること。
- (2) 先端科学技術分野における本学と産業界等とのプロジェクト研究の企画及び実施に関すること。
- (3) 産業界等の技術者に対する高度技術教育の実施及び協力に関すること。
- (4) デザイン分野における産業振興と地域・生活環境の向上に関すること。
- (5) 産業界等に対する本学の学術研究情報の提供に関すること。
- (6) 民間機関等からの技術相談に関すること。
- (7) その他本学と産業界等との研究協力及び学術交流の推進に関すること。

(センター長)

第4条 学則第26条の規定により、センターに、センター長を置く。

2 センター長は、理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(副センター長)

第5条 学則第26条の規定により、センターに、副センター長若干人を置く。

2 副センター長は、本学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副センター長は、再任されることができる。

(センター委員会)

第6条 学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

2 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの教員人事に関する事項。
- (2) 教員の研究業務に係る重要事項に関する事項。
- (3) 共同利用に係る業務の重要事項に関する事項。
- (4) 研究員等に関する事項。
- (5) 研究生等に関する事項。
- (6) センター内の諸規則等の制定改廃に関する事項。
- (7) センターの自己点検・評価に関する事項。

- (8) その他センターの管理運営に関すること。
- 3 前項第1号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、センターに設置する教員選考委員会において行うものとする。
- 第7条 センター委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) センター長及び副センター長
 - (2) センターの専任の教授（副センター長の職にある者を除く。）
 - (3) 比較社会文化研究院、人間環境学研究院、理学研究院、数理学研究院、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、工学研究院、芸術工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、農学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所及び生体防御医学研究所の教授のうちから選ばれた者 各1人
 - (4) 人文科学研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授のうちから選ばれた者 1人
 - (5) 筑紫地区事務部長
 - (6) その他センター委員会が必要と認めた者
- 2 前項第3号、第4号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 第8条 センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、センター委員会を主宰する。
- 第9条 センター委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

- 第10条 センター委員会に専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(客員研究員)

- 第11条 センターに、客員研究員を置くことができる。
- 2 客員研究員は、センター委員会の推薦により、総長が任命する。

(事務)

- 第12条 センターに関する事務は、当分の間、芸術工学部事務部の協力を得て、筑紫地区事務部において処理する。

(雑則)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第59号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第18号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。